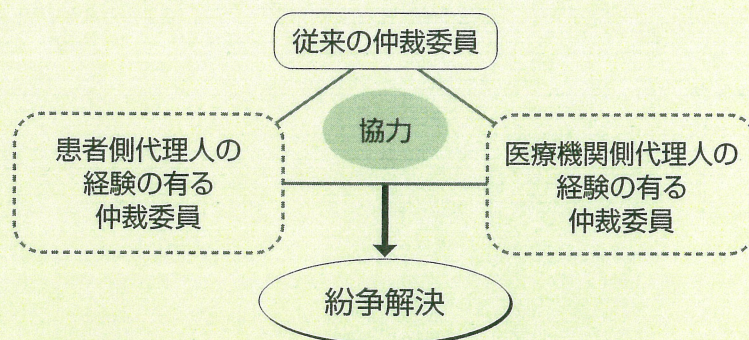


医療ADRのお知らせ

平成19年9月創設

従来、医療紛争は専門性が高く話し合いは難しいと考えられてきましたが、平成19年9月から医療事件を多数扱うベテラン弁護士が仲裁委員となる医療ADRが開設されていますので、御紹介致します。



従来の単独の仲裁委員のみではなく、医療紛争の実態を良く知っている弁護士2名が仲裁委員に加わる為、従来理解されづらかった医療紛争に関する問題につき充実した話し合いが行われます。

注) 患者側代理人の経験の有る仲裁委員、医療機関側代理人の経験の有る仲裁委員と立場を分けて書いてありますが、両者はあくまでも、中立の立場で事実関係等分かり易く進行させるお手伝いをさせて頂くもので、患者側或いは医療機関側という各々の立場に味方をして主張するというものではありませんので、その点ご注意ください。尚、申立の手續など仲裁の詳しい内容につきましては、仲裁に関する手續の説明のパンフレットを御覧下さい。

仲裁センターの手数料(消費税込)は次のとおりです。

- ①申立手数料 1件 **10,500円**
*申立時に支払っていただきます。
- ②期日手数料 申立人・相手方各自 **5,250円**
*期日ごとにセンターカウンターにて支払っていただきます。
- ③成立手数料 *負担割合は仲裁委員等が定めます。

解決額	標準額(税込)	解決額	標準額(税込)
10万円	8,400円	1000万円	472,500円
30万円	25,200円	1500万円	630,000円
50万円	42,000円	2000万円	735,000円
100万円	84,000円	3000万円	945,000円
300万円	252,000円	5000万円	1,155,000円
500万円	315,000円	1億円	1,522,500円
700万円	378,000円		